

## JISA下請取引適正化セミナー開催

### 「下請ガイドラインの改訂ポイントと実務」

平成24年3月7日、全国情報サービス産業厚生年金基金会館において、JISA下請取引適正化セミナー「下請ガイドラインの改訂ポイントと実務」が開催された。出席者は177名。講師は船渡優太氏(経済産業省商務情報政策局情報処理振興課係長)と森中章雄氏(新日鉄ソリューションズ(株) 総務部部長(兼)法務・知的財産部部長パートナー企画管理部部長)。

開会にあたり、市場委員会契約部会の向浩一部会長が、「本日は大勢にお集まりいただきましたが、下請取引適正化については、JISAにおいても従来から重要なテーマの一つと捉えている。我々の業界も変化をしている。構造改革をしていく上で、多重下請構造から水平分業型に業界構造を変革していかなければならず、前向きに取り組みたいと考えている。皆様も、本日の講演を参考にして、下請法を遵守するだけでなく、各社の強みを生かし、それぞれの立場で積極的な取組を展開していただきたい」と述べた。その後、講師による講演が行われた。

船渡氏は、「下請ガイドラインの趣旨と特徴」と題する講演の中で、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)のポイントや運用状況を概説した。また、平成20年4月に開設された「下請かけこみ寺」事業の実績や下請取引適正化推進月間の実施等、下請法の普及啓発事業の概要についても述べた。

下請法の認知状況や下請法適用後の改善状況については、「平成21年度情報サービス・ソフトウェア産業の取引実態に関するアンケート調査」を踏まえて紹介し、世界の情報サービス・ソフトウェア市場の規模や国内市場の動向、業界構造の観点から「情報サービス産業の概況」についても共有した。

その後、[「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」](#)(以下「下請ガイドライン」という。)の策定経緯や主な内容が紹介された。平成23年11月に下請ガイドラインを改訂した趣旨として、平成19年6月の初版策定以降、下請取引の事例が蓄積されてきたことや取引を巡る環境が徐々に変化してきたこと等を踏まえ、ガイドラインのフォローアップ調査を行い、ガイドラインの活用を拡げるためにQ&Aを追加する等の見直しを行ったことが挙げられた。講演で紹介された主なQ&Aの項目は以下のとおりである。

- ・ 下請法が適用される範囲について(Q3,8,9他)
- ・ 契約書などの書面について(Q16,17,18他)
- ・ 親事業者の禁止事項について(Q20,23他)

次に、森中氏が、「情報サービス・ソフトウェア産業の特性と下請取引における課題」について講演を行った。まず、下請取引適正化に関するJISAの活動について述べた。従来、製造業を中心に適用されてきた下請法がサービス業まで拡大適用されることが検討され始めた平成14年から、政府の施策にJISAとしてどのように関与してきたか紹介された。

続いて、下請法の特徴と情報サービス・ソフトウェア産業の特性を挙げた後、「経営判断によるリスク負担」「下請法の理解促進活動」「調達業務の内部統制強化」等、下請法の親事業者たる新日鉄ソリューションズにおける下請法対応の考え方が披露された。また、「具体的な課題と対策」として、「支払い遅延」「不当なやり直し(無償修補)」「不当な給付内容の変更・受領拒否(契約内容・納期の不利益変更)」「発注書面の交付遅れ」「買ったたき(一斉一律値引き)」の観点から原因と対策とに分けて取組事例が紹介され、業界各社が下請取引適正化を推進する上での注意喚起が図られた。



質疑応答では、下請法が適用される範囲や下請法の対象とはならないユーザとの取引において優越的地位の濫用など不公正な取引が行われた際に適用される法制の整備状況が話題になった。

#### 【関連URL】

○JISAブックレッツ-8

[「システム開発を成功に導く法務・契約ハンドブック」](#)のご案内

(茂木)